

社会福祉法人こひつじ会
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人こひつじ会（以下「法人」という。）の定款第8条、第21条及び社会福祉法人こひつじ会評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、役員、評議員、及び選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員会とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務遂行の対価として、報酬を支給することができる。
2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
3 役員で、職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、役員に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員等の報酬総額は、年間140万円以内とし、以下の範囲内で支給する。

	各年度の総額
評議員	90,000円
理事（理事長給含む）	1,124,000円
監事	134,000円
評議員選任・解任委員	21,000円

- 2 評議員の報酬は、別記1「評議員の報酬等」に定める額とする。
- 3 理事に対する報酬は、別記2「理事の報酬等」に定める額とする。
- 4 理事長は、週1回以上出勤し、法人運営・園運営の決裁等運営業務にあたるものとし、別記3「理事長俸給(月額)」に定める額を支給する。費用が費用弁償額を超える場合には、その実費とする。また、理事会及び評議員会等への出席報酬は支給しない。
- 5 監事に対する報酬は、別記4「監事の報酬等」に定める額とする。
- 6 理事、監事が理事会出席以外で法人及び施設の運営・その他のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は別記2又は別記4により報酬及び費用弁償費を支払う。
- 7 評議員選任・解任委員の報酬は、別記5「評議員選任・解任委員の報酬等」に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員等には、出張に要する旅費(宿泊費含む。)を、出張旅費規程に準じて出張費として必要な都度、支給することができる。

(報酬等の支払い方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

平成30年6月一部改正し、平成30年4月1日より適用する。

別記1 評議員の報酬等（第4条第2）

	報酬額	費用弁償費
評議員会等会議出席報酬（日額）	5,000円	2,000円
評議員業務報酬（日額）	10,000円	2,000円

別記2 理事の報酬等（第4条第3、6）

	報酬額	費用弁償費
理事会等会議出席報酬（日額）	5,000円	2,000円
理事業務報酬（日額）	10,000円	2,000円

別記3 理事長の報酬等（第4条第4）

	報酬額	費用弁償費
理事長俸給（月額）	80,000円	2,000円
理事会等会議出席報酬（日額）	0円	0円

別記4 監事の報酬等（第4条第5、6）

	報酬額	費用弁償費
理事会等会議出席報酬（日額）	5,000円	2,000円
監事監査等監事業務報酬（日額）	10,000円	2,000円

別記5 評議員選任・解任委員の報酬等（第4条第7）

	報酬額	費用弁償費
評議員選任・解任委員会等 会議出席報酬（日額）	5,000円	2,000円